

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（平成19年1月以降分）

（所得税等負担軽減措置法別表第三）

賞与の 金額に 乗ずべ き率	甲 族									
	扶 人		養 人		親 人		3 人			
	0		1		2		3			
	前 月 の 社 会 保 険 料 等									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0 %	64千円未満	千円未満	88千円未満	千円未満	122千円未満	千円未満	157千円未満	千円未満	千円	千円
2	64	69	88	95	122	136	157	175	175	175
4	69	75	95	109	136	154	175	198	198	198
6	75	82	109	349	154	378	198	403	198	403
8	82	350	349	381	378	407	403	432	403	432
10	350	385	381	413	407	439	432	466	432	466
12	385	418	413	447	439	476	466	505	466	505
14	418	525	447	525	476	525	505	551	505	551
16	525	698	525	721	525	744	551	766	551	766
18	698	735	721	759	744	783	766	807	766	807
20	735	776	759	801	783	826	807	853	807	853
22	776	821	801	849	826	878	853	906	853	906
24	821	875	849	906	878	936	906	967	906	967
26	875	951	906	983	936	1,016	967	1,048	967	1,048
28	951	1,331	983	1,356	1,016	1,382	1,048	1,407	1,048	1,407
30	1,331	1,471	1,356	1,498	1,382	1,526	1,407	1,554	1,407	1,554
32	1,471	1,745	1,498	1,778	1,526	1,811	1,554	1,844	1,554	1,844
35	1,745千円以上		1,778千円以上		1,811千円以上		1,844千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいいます。

また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考) 賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。

1 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）

(1) まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。

(2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに、1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の扶養親族等のうちに障害者（特別障害者を含みます。）、又は同居特別障害者に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

乙											
数の											
4 人		5 人		6 人		7 人		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額			
前月の社会保険料等											
以上		未満		以上		未満		以上		未満	
千円		千円		千円		千円		千円		千円	
192千円未満		225千円未満		256千円未満		286千円未満					
192	214	225	247	256	281	286	314				
214	237	247	274	281	311	314	348				
237	426	274	449	311	472	348	495				
426	457	449	481	472	506	495	530				
457	492	481	519	506	545	530	574	278千円未満			
492	533	519	563	545	594	574	622				
533	586	563	616	594	647	622	677				
586	789	616	812	647	835	677	859				
789	831	812	856	835	881	859	907				
831	880	856	907	881	933	907	960	278		510	
880	935	907	963	933	992	960	1,021				
935	997	963	1,028	992	1,059	1,021	1,089				
997	1,081	1,028	1,114	1,059	1,146	1,089	1,179				
1,081	1,432	1,114	1,457	1,146	1,482	1,179	1,508				
1,432	1,582	1,457	1,610	1,482	1,638	1,508	1,665	510		563	
1,582	1,877	1,610	1,910	1,638	1,943	1,665	1,976				
1,877千円以上		1,910千円以上		1,943千円以上		1,976千円以上		563千円以上			

3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。

(1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、所得税法第186条第1項第1号ロ若しくは第2号ロ又は第2項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第3項の規定を含みます。）により、月額表を使って税額を計算します。

5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。